

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 近畿財務局長

【提出日】 平成15年3月10日

【会社名】 東洋シャッター株式会社

【英訳名】 TOYO SHUTTER CO., LTD

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 藤田 和育

【本店の所在の場所】 大阪府中央区南新町一丁目2番10号

【電話番号】 大阪06 (6943) 6571 (代表)

【事務連絡者氏名】 経理部長 入江 正明

【最寄りの連絡場所】 大阪府中央区南新町一丁目2番10号

【電話番号】 大阪06 (6943) 6571 (代表)

【事務連絡者氏名】 経理部長 入江 正明

【縦覧に供する場所】 東洋シャッター株式会社東京支店
東京都中央区日本橋馬喰町一丁目14番5号
(日本橋Kビル)

東洋シャッター株式会社横浜支店
横浜市西区南幸二丁目20番11号 (NSビル)

東洋シャッター株式会社名古屋支店
名古屋市中川区北江町二丁目12番地

東洋シャッター株式会社神戸支店
神戸市中央区浜辺通二丁目1番30号 (三宮国際ビル)

株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

株式会社大阪証券取引所
(大阪府中央区北浜一丁目6番10号)

1 【提出理由】

平成15年3月10日開催の当社取締役会において、優先株式の発行を決議いたしましたので、証券取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の規定に基づき本書を提出するものであります。

2 【報告内容】

1. 優先株式の発行要項

(1) 株式の種類

東洋シャッター株式会社第1回優先株式（以下「優先株式」という。）

(2) 発行数

優先株式 20,000,000株

(3) 発行価格及び資本組入額

発行価格 1株につき 50円

資本組入額 1株につき 50円

(4) 発行価額の総額及び資本組入額の総額

発行価額の総額 1,000,000,000円

資本組入額の総額 1,000,000,000円

(5) 発行方法

第三者割当の方法により、下記金融機関に割当ての方法により発行する。

株式会社みずほ銀行 20,000,000株

(6) 新規発行による手取金の額及び用途

払込金額全額を割当先からの借入金の返済に充当する。

(7) 発行年月日

平成15年3月27日（払込期日 平成15年3月26日）

(8) 上場証券取引所の名称

該当事項なし。

(9) 優先株式の譲渡に関する規定

該当事項なし。

(10) 優先株式を取得しようとする者（以下「取得者」という。）の名称等

イ. 名称、住所、代表者の氏名、資本の額及び事業の内容（平成14年9月30日現在）

名称：株式会社みずほ銀行

住所：東京都千代田区内幸町一丁目1番5号

代表者の氏名：取締役頭取 工藤 正

資本金：470,000百万円

事業の内容：銀行業

ロ. 出資関係、取引関係その他これらに準ずる取得者との関係（平成14年9月30日現在）

（出資関係）

当社が保有している取得者の株式の数 なし

取得者が保有している当社の株式の数 2,540,523株

（取引関係）

営業取引 なし

営業取引以外の取引 預金・借入取引

人事関係

取得先からの出向者2名（内1名は取締役）

ハ. 保有期間その他の当該株券の保有に関する事項

該当事項なし。

(11) 配当起算日

平成15年3月27日

(12) 優先配当金

イ. 優先配当金

当社は、利益配当を行うときは、毎決算期現在の、優先株式を有する株主（以下「優先株主」という。）または優先株式の登録質権者（以下「優先登録質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）または普通株式の登録質権者（以下「普通登録質権者」という。）に先立ち、下記ロ.に定める額の利益配当金（以下「優先配当金」という。）を支払う。ただし、下記ハ.に定められている優先中間配当金を支払ったときは、当該優先中間配当金を控除した金額とする。

ロ. 優先配当金の額

優先株式1株あたりの優先配当金の額は、優先株式の発行価額（50円）に、それぞれの営業年度ごとに日本円TIBOR（6ヶ月物）（以下「配当年率」という。）を乗じて算出した額とし、円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。ただし、計算の結果、優先配当金の額が金1円を超える場合は1円とする。また、初年度の優先配当金については、平成15年3月27日（配当起算日）から営業年度の最終日までの日数（初日および最終日を含む。）で日割り計算した額とする。

配当年率は、%位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。

- ・「年率修正日」は平成15年3月27日以降の毎年4月1日とする。当日が銀行休業日の場合は前営業日を年率修正日とする。
- ・「日本円TIBOR（6ヶ月物）」とは、初年度については、平成15年3月27日（配当起算日）において全国銀行協会より午前11時における日本円TIBOR（6ヶ月物）として公表される数値を指し、次年度以降については、各年率修正日およびその直後の10月1日（当日が銀行休業日の場合は前営業日）の2時点において、全国銀行協会より午前11時における日本円TIBOR（6ヶ月物）として公表される数値の平均値を指すものとする。
- ・日本円TIBOR（6ヶ月物）が公表されていない場合には、同日（当日が銀行休業日の場合は前営業日）ロンドン時間午前11時にスクリーン・ページに表示されるユーロ円LIBOR（6ヶ月物）として英国銀行協会によって公表される数値またはこれに準ずると認められるものを日本円TIBOR（6ヶ月物）に代えて用いるものとする。

ハ. 優先中間配当金の額

各営業年度における優先配当金の2分の1の額とする。

ニ. 非累積条項

ある営業年度において優先株主または優先登録質権者に対して支払う利益配当金の額が優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌営業年度以降に累積しない。

ホ. 参加条項

優先株主または優先登録質権者に対しては、優先配当金のほか、普通株主または普通登録質権者に対して支払う利益配当金と同額の利益配当金を、また中間配当を行うときは、優先株主または優先登録質権者に対し、優先中間配当金のほか、普通株主または普通登録質権者に対して支払う中間配当金と同額の

中間配当金を支払う。

(13) 残余財産の分配

当会社の残余財産を分配するときは、優先株主または優先登録質権者に対し、普通株主または普通登録質権者に先立ち、優先株1株につき50円を支払う。株主の併合または分割、株主割当による新株の発行または新株予約権等の付与等が行なわれた場合には、取締役会が適当と判断する金額に調整される。

優先株主または優先登録質権者に対しては、前記のほか残余財産の分配は行わない。

(14) 議決権

優先株主は、株主総会において議決権を有しない。

(15) 株式の併合または分割

当会社は、株式の併合または分割を行うときは、普通株式および優先株式のそれぞれについて、同時に同一割合でこれを行う。

(16) 新株予約権等

当会社は、株主に新株の引受権または新株予約権もしくは新株予約権付社債の引受権を与えるときは、普通株主には普通株式の新株引受権または新株予約権を、優先株主には優先株式の新株引受権または新株予約権をそれぞれ同時に同一割合で与えることによりこれを行う。

(17) 消却

当会社は、いつでも優先株式を買い入れ、これを株主に配当するべき利益をもって当該買入価額により消却することができる。

(18) 転換予約権

イ. 転換を請求し得べき期間（以下「転換請求期間」という。）

平成19年4月1日（日）から平成40年3月31日（金）まで

ロ. 転換の条件

優先株式は、下記の転換の条件で当会社の普通株式に転換することができる。

①当初転換価額

転換請求期間の開始日に先立つ45取引日目に始まる30取引日（終値のない日数を除く。）の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切上げる。）。

②転換価額の修正

転換価額は、平成20年4月1日から平成39年4月1日まで、毎年4月1日（以下それぞれ「転換価額修正日」という。）に、各転換価額修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日（終値のない日数を除く。以下それぞれ「時価算定期間」という。）の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値が、当初転換価額を下回る場合、当該平均値に修正される（修正後転換価額は円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切上げる。なお、時価算定期間内に、下記③で定める転換価額の調整事由が生じた場合には、当該平均値は、下記③に準じて取締役会が適当と判断する値に調整される。）。ただし、上記計算の結果、修正後転換価額が当初転換価額の75%に相当する金額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切上げる。以下「下限転換価額」といい、下記③により転換価額と同様に調整される。）を下回る場合には下限転換価額をもって修正後転換価額とする。

③転換価額の調整

a. 優先株式発行後、次のいずれかに該当する場合には、転換価額を次に定める算式（以下「転換価額

調整式」という。)により調整する。転換価額調整式を用いる計算については、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切上げる。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新規発行普通株式数} \times 1 \text{株あたりの払込金額}}{1 \text{株あたりの時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行普通株式数}}$$

- i 転換価額調整式に使用する時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合（自己株式を処分する場合を含む。）、調整後の転換価額は、払込期日の翌日以降これを適用する。ただし、株主割当による発行の場合を除く。なお、処分される自己株式の数は転換価額調整式における「新規発行普通株式数」に算入される。
- ii 転換価額調整式に使用する時価を下回る価額をもって普通株式に転換することができる株式または権利行使により発行される普通株式1株あたりの発行価額（ただし、当該発行価額は商法第280条の20第4項または同法第341条の15第4項により算出される。なお、引用する商法の条項は平成15年3月10日時点のものとし、以下も同様とする。）が転換価額調整式に使用する時価を下回ることとなる新株予約権もしくは新株予約権付社債を発行する場合、調整後の転換価額は、その証券（権利）の発行日に、発行される証券（権利）の全額が転換またはすべての新株予約権が行使されたものとみなし、その発行日の翌日以降これを適用する。ただし、株主割当による発行の場合を除く。また、以降の調整においては、かかるみなし株式数は、実際に当該転換または新株予約権の行使がなされた結果発行された株式数を上回る限りにおいて転換価額調整式における既発行の普通株式数に算入される（下記iiiも同様とする。）。
- iii 普通株式に転換することができる株式または新株予約権を行使できる証券（権利）であって、転換価額または新株予約権の行使価額が発行日に決定されておらず後日一定の日（以下「価額決定日」という。）の時価を基準として決定されるものを発行した場合において、決定された転換価額または権利行使により発行される普通株式1株あたりの発行価額（ただし、当該発行価額は商法第280条の20第4項または同法第341条の15第4項により算出される。）が転換価額調整式に使用する時価を下回る場合、調整後の転換価額は、当該価格決定日に残存する証券（権利）の全額が転換またはすべての新株予約権が行使されたものとみなし、当該価額決定日の翌日以降これを適用する。ただし、株主割当による発行の場合を除く。
- b. 上記a. に掲げる場合のほか、合併、資本の減少、株式の併合または分割、株主割当による新株の発行または新株予約権等の付与等により転換価額の調整を必要とする場合には、取締役会が適当と判断する転換価額に調整される。
- c. 転換価額調整式に使用する1株当たりの時価は、調整後転換価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）とし、その計算は円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切上げる。なお、上記45取引日の間に、上記a. またはb. で定める転換価額の調整事由が生じた場合には、転換価額調整式で使用する時価（当該平均値）は、取締役会が適当と判断する価額に調整される。
- d. 転換価額調整式に使用する調整前転換価額は、調整後転換価額を適用する前日において有効な転換価額とし、また、転換価額調整式で使用する既発行普通株式は、調整後転換価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数とする。なお、既発行普通株式数からは処分される自己株式数を控除する。

- e. 転換価額調整式で使用する1株あたりの払込金額とは、それぞれ以下のとおりとする。
- i 上記 a. i の時価を下回る払込金額（または処分価額）をもって普通株式を発行（または自己株式を処分）する場合には、当該払込金額または処分価額（金銭以外の財産による払込みの場合にはその適正な評価額）
 - ii 上記 a. ii の時価を下回る価額をもって普通株式に転換または上記 a. ii で定める内容の新株予約権を行使できる証券（権利）を発行する場合は、当該転換価額または当該新株予約権の行使により発行される普通株式1株あたりの発行価額（ただし、当該発行価額は商法第280条の20第4項または同法第341条の15第4項により算出される。）
 - iii 上記 a. iii の場合は、価額決定日に決定された転換価額または権利行使により発行される普通株式1株あたりの発行価額（ただし、当該発行価額は商法第280条の20第4項または同法第341条の15第4項により算出される。）
- f. 転換価額の調整があった場合、以下の算式で算出される調整後当初転換価額を当初転換価額とみなす。

$$\text{調整後当初転換価額} = \text{当初転換価額} \times \frac{\text{調整後転換価額}}{\text{調整前転換価額}}$$

調整後当初転換価額の算出にあたっては、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切上げる。

ハ. 転換により発行すべき普通株式数

優先株式の転換により発行すべき当社の普通株式数は、次のとおりとする。

$$\text{転換により発行すべき普通株式数} = \frac{\text{優先株主が転換請求のために提出した優先株式の発行価額の総額}}{\text{転換価額}}$$

発行すべき普通株式数の算出に当たって1株未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。株式の併合または分割、株主割当による新株の発行または新株予約権等の付与等が行われた場合には、優先株式の発行価額は取締役会が適当と判断する価額に調整される。

ニ. 転換の請求により発行する株式の内容

当会社普通株式

ホ. 転換請求受付場所

大阪市中央区北浜四丁目5番33号

住友信託銀行株式会社 証券代行部

ヘ. 転換の効力の発生

転換の効力は、転換請求書および優先株券が、上記ホ. に記載する転換請求受付場所に到着した時に発生する。

ト. 転換後第1回目の配当

優先株式の転換により発行された普通株式に対する最初の株主配当金または中間配当金は、転換の請求または強制転換が4月1日から9月30日までになされたときには4月1日に、10月1日から翌年3月31日までになされたときには10月1日にそれぞれ転換があったものとみなしてこれを支払う。

(19) 普通株式への一斉転換（強制転換）

転換請求期間中に転換請求のなかった優先株式については、同期間の末日の翌日をもって、優先株式1株に対し、普通株式1株に転換される。

以上